

平成23年3月

大規模地震で被害を受けられたお客様へ

株式会社損害保険ジャパン

大規模地震発生にともなう保険契約の特別措置について

このたびの大規模地震により被害を受けられました皆さんに、心からお見舞申し上げます。1日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

このたびの大規模地震にともない、弊社では被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」に一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

記

1. 特別措置の適用

この特別措置は、このたびの大規模地震により被災されたお客様を対象に適用させていただきます。

2. 自賠責保険の取扱い

< 1 > 失効の特例

災害救助法適用地域内で自動車が罹災し使用不能となり、かつ、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によらないことが明らかな場合は、罹災日の翌日から起算して日割りにより解約することができます。

< 2 > 必要書類

- (1) 災害救助法適用地域の市区町村の交付する罹災届出受理証明の原本
(お客様の自認書または第三者の目撃証明でも代替いただくことができます)
- (2) 抹消登録証明書、解除事由証明書等の通常の確認書類

3. 自動車保険、火災保険、傷害保険、積立・年金保険等のお取扱い

< 1 > 継続契約の特例

本特別措置の対象となるご契約につきましては、災害救助法適用日または被災された日のいずれか遅い日から2ヶ月を限度として継続契約の締結手続きを猶予いたします。

< 2 > 保険料払い込みの特例

本特別措置の対象となるご契約につきましては、災害救助法適用日または被災された日のいずれか遅い日から2ヶ月を限度として保険料の払い込みを猶予いたします。

< 3 > 必要書類

特別措置適用申請書（ブランク用紙は取り扱い代理店または当社営業社員にお申しつけ下さい）

4. 積立・年金固有の特例

被災された保険契約者からお申し出があった場合につきましては、次の特別措置を実施します。詳細は当社営業社員にご照会ください。

< 1 > 契約者貸付をおこなう際は、貸付利率を契約締結時の予定利率と同率に引き下げます。

< 2 > 解約返れい金の計算につきましても特別措置を実施します。

5. 地震による被害のご連絡先

お客さまからの被害に関するご連絡は以下の窓口で承っております。

■自動車保険以外（火災・地震保険、傷害保険など）

 **0120-727-110** 事故サポートデスク
(24時間365日)

■自動車保険

 **0120-256-110** 事故サポートデスク
(24時間365日)

以上